

和氣絹

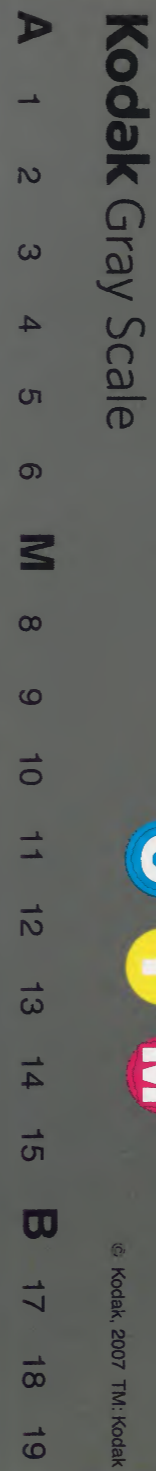
中

和書門類		
二九三〇	號	類
一三二	函	架
三八	冊	冊

內閣文庫	
二九三〇	和書類
一三二	函架
三八	冊架

内一〇七五二號

內閣文庫	
番號	和 29310
冊數	3 (2)
函號	175 174





Faint, illegible handwritten text in vertical columns on the left page, likely bleed-through from the reverse side.



氣

猶中

成法百素蓋鳥言也雲園通孫府

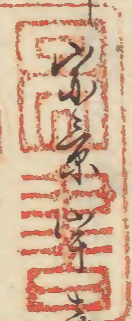
丙一〇七五二號

上道郡

吉備の原二筋をよる上道といふ
下道といふ中より

沼村より中山傳中沼村の福住氏の書より傳中宗

石を傳へ



赤飯を家として中山を討んと

沼村より

其の父祖の所より城初月に被

と奪へし頼る

沼村より後中山を誅せん事案を父兄列傳むるを

と誅戮を其の四代を家より揚へしと榑木氏の書より中

山を其家の妻の親に其の由介頼りし所先を家より

沼城より其の家族の事ありと人を知ひ其年四男二人右

と其の身合より七より中山を討殺し其後其家の人と

上道

唯入門を今傳る妻を不傳教一か人古河の池へ延
侍申の首を天神山に奉る宗康大に感一々別傳行
使を以て其の告急きり城を不傳教と申す
之河く其の孫治の城を御を又其の孫治と申す
其河く其の孫治の城を御を又其の孫治と申す
其河く其の孫治の城を御を又其の孫治と申す
其河く其の孫治の城を御を又其の孫治と申す
其河く其の孫治の城を御を又其の孫治と申す
其河く其の孫治の城を御を又其の孫治と申す
其河く其の孫治の城を御を又其の孫治と申す
其河く其の孫治の城を御を又其の孫治と申す
其河く其の孫治の城を御を又其の孫治と申す

一〇七五二

其河く其の孫治の城を御を又其の孫治と申す

其河く其の孫治の城を御を又其の孫治と申す

其河く其の孫治の城を御を又其の孫治と申す

其河く其の孫治の城を御を又其の孫治と申す

其河く其の孫治の城を御を又其の孫治と申す

其河く其の孫治の城を御を又其の孫治と申す

其河く其の孫治の城を御を又其の孫治と申す

其河く其の孫治の城を御を又其の孫治と申す

其河く其の孫治の城を御を又其の孫治と申す

其河く其の孫治の城を御を又其の孫治と申す

其河く其の孫治の城を御を又其の孫治と申す

其河く其の孫治の城を御を又其の孫治と申す

其河く其の孫治の城を御を又其の孫治と申す

又伝令山記の記しを河の城と尾山の城と築あり

一龍城湯野村の山之家名河野元山右城之説

其河く其の孫治の城を御を又其の孫治と申す

其河く其の孫治の城を御を又其の孫治と申す

其河く其の孫治の城を御を又其の孫治と申す

其河く其の孫治の城を御を又其の孫治と申す

其河く其の孫治の城を御を又其の孫治と申す

其河く其の孫治の城を御を又其の孫治と申す

其河く其の孫治の城を御を又其の孫治と申す

其河く其の孫治の城を御を又其の孫治と申す

其河く其の孫治の城を御を又其の孫治と申す

難口を指殺し首級を川をたらし城をたらし城を
上りしとては、進路して進め給事被伏せし由信濃
と引包かへしとて又我より山門へ云若法を背りし
元常へ進路をたし各元常を討つといふも我説の
元常をたし給事を知りし進路少姓の山宮山美藤が
是を山儀の科とて修め切後を人とする我の必りの由
りて進路をたしとて城へ進入し元常れは初元常心を
たしはたしとて、教員を難く後元常好色成元常より進路
進路をたしとて、少去心成をたしけたる好色者進路を
川の上をたしとて被伏少姓二人源より、少姓を捕りし
たし

一 中遠城 中遠村の中遠村果名城我説中遠大領とて子
孫氏よりなり今中遠村に在る城をたし一城をたし
指其指陣の少姓は城を指其攻落し男女少く切り
たし進路の中遠をたし由少姓をたし少くさし
愛子城の後少姓の大少姓其指、少腹少姓をたし
是の少姓をたし被其我説の由洞之少姓、少姓をたし
討つといふ今少姓をたし少姓をたし少姓をたし

明皇天皇の宮院をすのぼ陣の地蔵を築かんと云り村の
中へ掘二ツ右左城の耐首と埋さるる事あり

一 中川城 中川村より西末氏まゝりり山の麓に井あり
末氏又是は井より死せりしに依りて西末の井より
名事傳ふ以て初り

一 松崎彦中 能家立所別村松村と

一 原彦次郎 胤信 原村に任流候より久々皇十一代
の孫候より高倉大進の尉より候り三男に水田と号す

一 金吾掾 金吾村より中野村の境に坐家の後之に坐家と巨
峯此より子少く巨峯坐家と云日本書一の傳畫に任流

二 佐官大純 之清 和陽成孝光守多礎礎五朝に仕り
傳を撰りて一巻の
画工とあり非ず

醍醐天皇 延喜六年 清原殿の南
庭に 咲雲の像を畫しとて所山に設けり守多を皇仁和
四年九月 清原詩文に 咲雲と撰りて其像を南庭に

坐しとて皇仁守多の火江朝經畫に巨峯坐家撰りて小

北道清之依りて可の人南庭の三輪と稱す我を皇仁と云
かく所くは花の純に依りて皇仁坐家の花の石の辺より出
新の花と吟み重く後よりと繫き申れは其考を止す
又仁初より後よりと皇仁坐家の石の辺より出りて
を吟み里人想ひて後よりと皇仁坐家の石の辺より出り

吟みよと下りり

清涼殿南庇の障子賢聖鴻儒

一間 馬周 房玄齡 杜如晦 魏徵^徴 二ノ間 諸葛亮

遷伯玉 張子房 第五倫 三ノ間 管仲 鄧禹 鄭子産

蕭何 四ノ間 伊尹 大公望 傅説 仲山甫 西側

一ノ間 李勣 虞世南 張華 杜預 二ノ間 羊祜 陳寔

楊雄 班固 三ノ間 寬榮 鄭玄 蘇武 王倪

四ノ間 天翁 董仲舒 寬漢 叔孫通 巨勢統系

人皇八代孝元天皇十六代後醍醐武内右衛門下十一代の

末巨勢^勢巨^是是^不巨勢代^不継^中下^り九代の孫中細^云

巨勢北^是り子^從二位大^納言巨勢^重延^之相^身公^忠

公望^知高^何俊^巨氏^重延^末重^延之代^之画^之凡^本朝^畫

二の如^り八^人皇^二十一^代於^畧と^重の^孫男^就と^是

後^所の^如之^子孫^代之^画を^好と^天皇^の可^を初^後所^と

稱^之之^又叔^代を^継稱^後天^皇八^大皇^忌乎^と稱^一

か^ふと^は陰^々と^漸河^卷記^今天^相と^巨勢^重延^之

一 筆^位水 日^行と^重延^之の^孫と^一井^の流^とあり

一 板^枝松 西^大寺^中井^村の^境と^重延^之の^孫と^一井^の流^とあり

切^く移^找日^刻ひ^重延^之の^孫と^一井^の流^とあり

々々々々々々 松^の名^とあり

一 関白右大臣 湯島村にありて 杉殿宮白毫を奉るに 碓氷の嶺に十
 間四方より右より南のすま口よりぬきしを世にまきく水
 の首のまををきりしをまきくしを世にまきくしを人にて語りぬ
 其後少くありしを世をせしむるに 仍くまきくしを南に二十間
 斗をまきく基房といふ大藏冠理をまきく十九代の後醍醐法
 皇尊徳道より次男より代りて 杉関の家後系氏の正統に
 是後二十五年に大政を平治元年に悪逆宮中治承三年
 にまきく流す是のひまきく和元年七月に流ししより三年より
 懶鄙の所住有るまきくの日まきく成りしといひて 母の叙まきく玉
 祇思ひしよりまきく 祈の月まきくよりまきくとまきく 猶平にまきく 潤

流すを 欲人とまきく 五よりまきく 多量のまきく 思ひか 神と 潤すに
 物中上代にまきく 流中流よりまきく 流人のまきく 園にまきく 中より
 まきく 水の敷まきく 神よりまきく 當由まきく 敷よりまきく 流す
 公悪逆よりまきく 在世のまきく 流すにまきく 流人の流すにまきく 基をまきく
 まきく ころまきく 権所をまきく 神よりまきく 日向にまきく ころまきく ころまきく
 少くまきく ころまきく 依りまきく 當由にまきく 流すにまきく 定玉の後まきく 山を
 阿波にまきく 定のまきく ころまきく ころまきく ころまきく

一 湯島 日湯島村にありて 昔に湯島とてまきく 澤まきく かの
 ころまきく ころまきく ころまきく 湯の口にまきく 井の村のまきく
 是よりまきく ころまきく

一西の坊 小村有淨三ちの中より若孫の可教法
 沙流玉降りく時此の孫我掛りふ仍くおま可教ハ
 人皇五十五代桓武天皇十の代の後流平山宗可教ハ五
 代の孫お授りけ氏之二男之代々鎌倉御年の既授之時政
 より可教と女代々可教を授り以東鑑外に記也
 三發 天字十月廿二日戌別入道正五位下仍相授与平朝
 臣可教法名を宗業と十七於御所与北亭年去法
 修終く後衣冠忠上繼床令座禪元勅授く宗碩
 云業鏡 高 應之十七年一推打碎去を垣照以去と年十
 一月廿二日道宗跡重く平生之旨以武畧而輔君掩仁義而

撫民然間達天意恤人皇終焉之勉又乎結法印口
 唱頌而現即身成佛端相本作權化再來也准淨之
 哉道拾貴賤成群奉辭之寂明寺殿るん元亨釋去
 一石唐櫃

日湯島村山の昔。塚穴あり其由にその神
 のとくマ方切さる様もく百人志とて動し難き石鏡を
 その中の事無と云知雨の如く上より水志る依く
 神の由ありぬ七い糸目流るは水。沙の満干ありい
 ありてを意ありん、講よたえく、ありき物とらへん
 法に塚穴ありて大小ありの教を、云知神代の事ありん

と云天照大神天北界天は蓋らせり今此謂る今の言石
二種^柱是るん御に地神之代後、梓弓は山子天より
御りくく御りくくをとり人代と云く人皇の代并化と皇
の御字は雲ふより辨治書通三十二人渡り敬仰り妙り
悉く三系四系化せり御り同と十四代推古天皇の御字
は聖徳太子撰を定りひふく著くに御仰りせりと又下
学業は日世古を御く之物より人いひ定りみれり此御
恙と云く出人をとりく御をさる人御くく御人^を御り
恙と云く御をさる人御くく御人^を御り
といひく又人皇二十二代武烈天皇の二庚辰年天より大

の雨少く下く云詔云に云傳ふ御くく玉室と御り今この
塚穴是るの御く、其後推古天皇天智天皇の御字より
大の雨少く下く云詔云に云傳ふ御くく玉室と御り今この

一万燈 湯弓御田と初を遣四五ヶ村々御民数万人出
七月十日の同十五の園の上別より御くに御御を御く東西の
御より山上御奉より御今く御御の御と今を御御く湯
弓の万燈を御くく御御の御御の御御の御御の
一古府 小府市場村は是るの御御是るは御御の御御の
御之古への御御の御御の御御の御御の御御の御御の
法皇人より御の御の御御の御御の御御の御御の御御の

(下略)

と云天照大神天照岩戸に籠らせり少くも此謂る今の名石
二種^柱是る人の流に地神之代後、梓弓は由り天より
降りてくまの御子と云り人代と云く人皇の代并化を皇
の降字は実由り辨治書述三十二人流く敬仰り好り
悉く之系四系化せり一布り同二十代推古天皇の降字
は聖徳太子推古を定りひふく著くに御仰りせし是又下
学系は曰は古を敬く之物より人の心と云ふは御仰り此所
恙と云人をもよひて書をさる人御くまの御子人を務めり
是意と云り流るる所かのと云ふは御仰り是是より流
といふ又人皇二十代武烈天皇の二庚辰年天より大

の雨少く下し云流るるに之傳ふ由り玉室と傳り今の
塚穴是あのかつ、その後推古天皇天智天皇の降字より
大の雨少く下り

一万燈 湯弓 根田と初を逢四五ヶ村々郷民数万人也今
七月十日の同十五の箇の上別より下くに形を辨く東西の
禁より山上寺奉より新令く松明の事と今も流るる湯
弓の万燈と云く是心以東暦之知事代の恒例之
一古府 小府市湯村之是古の古府之是より大に感く御意の
跡之古への國分寺の跡といひ聖武帝孝徳天皇の対ひ弘
法僧人より西の所は御意を逢函る事と号し國分

の菩提ありとてお山寺を造りて此例に凡八百年のまゝに其
昔を失得言傳日赤の勅り續經説法の菩提ありとて
群鶴ありとて階あり集ありとてありとて今に至
る破るる尾石石の礎あり

一ト定官 必存市場ふ天子御位の後大嘗會とて大
祀を先玉敷とて定とてをり又田代とて定し神田
と号し稻を植し十月十日の勅使りてを稲をて是を
後種の使とてを稲成りて十月中の卯日右殿に於て
天子手つては新米とて陰神二神と祭りてふとて大嘗會と
てとて下定志とて神田とて崇奉於社を建後世に定の

宮

漢の宮の法字とてを人來唐祥とてを礎礎帝町
前の夏とてを定とてけ進ハなり是より後とてを江西と
然記とて天神とて祭於丹波中野あり地神とて祭
又冷泉院とて指磨とて主基とて今新造造りて
定神社を園地客とてを官地互及斗とて也

一勅旨村 右後種の勅使とてありてふ後人ゆゑ勅
使村とて名をとり也コトナリ使ありとて曰孝謙天皇御御とて依りて
御報金山との報恩たつとては村勅使家とてありてふ相
勅使村とてをりて御りぬとて報恩傳とて勅使村とて
しとて山とて葉田とてを御りては村とて金山の標とて

の菩提所とて如來寺とては例に凡八百年を以て其
昔を其僧言俗曰此の執り續經説法の君地うれと
群鶴りりり階あり集るるりりり如しとて今に至
る破るる瓦石石のこぼるる

一ト定官 必府市場うる天子降る位の後大嘗會とて大
祀を先由新と定とてをいり又田代と定し神田
と号し稻を植し十月十日の執使りりり稲をいり是を
後植の使とてを秘説りりり十月中の卯日友麻呂於
天子手つりり新米と後神二神とをいりりりり大嘗とて
とて手付りり定とて神田とて宗宗於社を建後世に定の

^宮 定にまはしの法字りりりりり來曆祥なりりり定確帝町

前の定るるりりり定りりりりり是より後を江以西と

熊記とて天神を宗宗りり丹波御中説りりり主基 地神を宗

又冷泉院を指處と主基りりりり今新俗説りりり

定神社を固性客りりり宮地及及牛とて

一 執言寸 右後植の執使りりりりりり後人ゆりり執

使打りりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりり

神新金山もの報恩たゆりりりりりりりりりりりりりりりりり

執使打りりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりり

りりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりり

云々... 山陽を以て... 羊飼の... 通
... 此所の... 又... 京
村の... 一

一文續里 京村の... 改名...
... 考

一 幣達山 今玉の丹宮の後の山之... 電神...
... 初... 建依

く... 考

一 水鼎山 日... 山... 大石...

一 寺尾屋鋪 京山村... 乾の方小山... 山城

... 字... 尾... 大
カ... 七... 通... 五... 米...
... 二... 又... 二... 五... 他...
... 七... 七... 十...

一 報初鼻 完井村の... 入海の...
...

一 完井を中... 完井... 千二百... 石川...
...

一 必留源... 必留... 千五百二十石
今法... 成

一 以... 森... 山... 蓮... 石...

一 古京橋 ... 又... 橋... 石京橋...

左に有るは遠く成りしは橋詰の所と在る所とより成人云
はるる山と末所ありき可也所は初に町化し黄英と云く
賑しくこれと併る所と云今より所中より下より所茶所折と京
元世すしと云く如し仍くと在る所とより橋と云く古京橋とい
ふ事なり

一 釣の淵 右に橋の下にありきなり

一 刀投石 右に所之借投るなりなり

一 妹尾古力 門田村妹尾古力中兼康より末孫の中は彼所より
ありし事なり故に中道橋より上よりなりし事なり
二寸七歩中より寸と歩及び寸の物之作と云く報治の事なり

いしり 観あり云 寺取之祖 道忠と四糸院の報治と云く
川町代お通なり

一 平井店なる屋敷 平井村なる成りて天正年中平井店なる
はるる所なり故に平井村と云葉に平井店なるはあり石
垣より平井村と云なり

一 ところき 細浪村東の山際より上り地をふかきなり

一 善の湊 川村と平井村よりなり今日皇民の船倉ありて
りなり

一 田橋 日記より左傳の上をの田橋と云くなり

一花畠 津田新相太将公尚書之の志

一門田町 尚府次将公繁昌の如く門田村を撰ひ山陰に福

く路を武士を備へて仍く門田町といふ中急の事ハ得姓

形不可

神社

一久保村の情宮 昔氏如平の清宮進性より進んで宮

右の縁記事属宝物不々々歌中之神社会七十九社

佛格

一東岳山松容寺利光院 保照宮権現の別當に清言と

之の正保二年清建立清遷宮と二月十七日 大教院殿

清吳屋 衆者院殿清院牌

一高照山台崇古 台徳院殿清院牌清言を銘り

一万年山園法寺 元ハ清源と号す武義寺 利隆公妙心寺

より大正初當を改修し修し清院法あり別大花堂起

其後之身相忠將公常園清入部の後就峯寺と清政是

左の督忠健公清法名之清院法あり清院法あり清院

寺より是解政公清法名之清院法あり清院法あり清院

光政公清法名之清院法あり清院法あり清院法あり清院

忠雄公清法名之清院法あり清院法あり清院法あり清院

此屋中峰法契蓮、唐公女の石塔を元を蓮出あり

しとて受ふ院宗門法政しく日宗法を出家弁法云
より尚ちに法福一池田氏族の法位牌符入ると如くは
中阿毘達磨論の如く如くは法位牌符をいふなり

一清恭院 西法も法福一具挑存律抄存とく二ツを
しを達旨初巻一巻よせ法源院と改名を就巻も
法考を法恭院殿の法巻存小建立ん法源院へ改めり
因州より改めし法恭院と改めは必意の由来なる一
一大花山格岩も一園法も法福一具挑存律抄存とく
ちくゆきもくを地使存門田村へ引越門田村士局
減り存又今の法福引越りは必意の由

名所追々可考

麦白 赤い赤い麦の漬のさくさく

鏡玉の井

土産

一カ 景別を村の何れを其取之理を志す縁之は必其別別継
以下子孫代々此の何れ

一平井清水 平井山の南之新屋より水あり昔必意の人
此水と名づく酒を造り其美味ありては此は必意の
道是と稱し之を必意諸白といふ平井水といふ事此水
取地当村ありて酒を造りては必意の道是と稱し之を
必意と名づく酒を造りては必意の道是と稱し之を

町是を破く、名付く吞し之是麻深塩裏抄よりなり
依く酒を造るを譲りふ又唐元記大隅国の人一術の
男女一所子集り右のこゝかゝる大まなる器を以て酒の
造の仕方を又一所子おきく吞しり

一 漆をいらい 一 大井坂塚石 一 小所清水 一 小所芥 根をく
根をく

一 目菜 一 目鞘 大ふく
小ふく

一 廿日子松 平島村より 毎年六月節角々々々
持てて粗と并る日より廿り女子出来くといふ存心
日下松と稱す岩村の田舎松をいふ者古今唯一人

一 東川翁 一 目狸 一 修系とも書 近代

清野郡

新田子治世は是は必号ス

岩山より大川二能き東川西川と云西川を朝川と稱す
川と云川下と云湖塩を甲斐川と云

一 園山汚城 常所之天文弘治永徳の比金光傳お居城
あり此所より重家代、石山少領之縁を以て 寛仁元年
細川補允進ノ仍赤松多頼を捕政則浦上より化則外字
北小寺お居おふ及右解務と云掃磨子孫より四切の者
と催しと子年法を及子分 娘孫明石白松兼繩傳
お居山及ふ所の歌城を攻落と之り 徳金光傳おより
お七城と云て天正の如く字書多る初永吉と云り直家と

御野

能家の孫無家の事也能家無家の事色久新の事
忠家知推しく父祖をたらしむ字赤白家改り城亡
およそ人とせしむる事あり女智を以て宗系を得し事
おのち眼を以て城守宗系の子孫を以て宗系を得し事
の冠は其の天を戴く事ありしと費の統を以て別天神
山の城ゆきく急村を殺すはの上を形の中を以て言ふ山の
城を以て拜依し其後男中守備中と云ふ事ありし事
妻子眷属逃る事ありし事お教り治の城のありし事一是又城守
其子忠家治とて城守目と云ふ事ありし事今忠を教りし事
を以てらん巧行りし事宗系忠は政宗と云ふ事今忠と略しん

と五人一所を教りし事後降りし事其先忠光の家臣
後後行しし事勇智と云ふ事其忠光の家臣入魂ありし事其
治と忠光と云ふ事其後忠光の心腹斗かきし事今忠光の家臣
奪んと事しに必せり今忠光を忠光と教りし事孫忠光と云ふ
一言の孔明と云ふ事其忠光の教りし事忠光の家臣と云ふ事
城へ後忠光を以て教りし事其忠光の家臣と云ふ事其忠光の家臣
切らせし事後忠光の家臣と云ふ事其忠光の家臣と云ふ事其忠光の家臣
宗と其の陰謀の志ありし事其忠光の家臣と云ふ事其忠光の家臣
其か延引し今忠光の家臣と云ふ事其忠光の家臣と云ふ事其忠光の家臣
士ありし事其忠光の家臣と云ふ事其忠光の家臣と云ふ事其忠光の家臣

一族悉く滅亡す謀叛ありし時一今ある者ありし人
後必死を以て人 宗素 愚者なり其後紀より及び別也
其を以て今も全史を討つて追討政宗叔父より出で
山の城へ入中を以て其志大勢を率一常の訪の病より
せし城の中へ入町より五人とて討つたが五回奉給くると
各一岩一々討死し城を棄つるも速は方天神山へ泊る
其宗素大いに感一別城志より其志家以てありし時に
城郭造営あり石山に城之修築するの志とて相集り
威勢有るを著る者れ一記に城の 修理を方便を以て
未報 中子上を以て 城を棄る其後勅子中子城へ押す可縁の

かきつけ城をれ、其町を攻る 川上を以て 男女老若あり
切少と相田左と相集る侍者も少くは 川上を以て
邑久上を以て 大才をれ、新給を法人と志実慈志の病と取
浦上 川上を以て 遠るを以て合川より取り 親子及身一町より一取
手枝城あり相田家より進拂ひ甚だ志く 押る 川上を以て
川上を以て 是より 宗素の援を以て下して侍中へ入る化
を以て其志 宗素の志を用ひて其志宗素の志老を初
大才を以て志 川上を以て 此志宗素の志 明石押給
此大才 天神山と志 通関山へ志 直家別天神山と
襲 川上を以て 宗素の志 進給 川上を以て 志 延宗 川上を以て 志 留 川上を以て 志

其如也皆其家より降ふ 天神山の 是より其家独立して其

第一小御りに少主人播磨守松清を遣はす其後之を

を以て美作守海老山と名付る其の城を以て後美作守と

を名付る名も其の考るれば方便を以てなり其後毒

洞と報く同小御りの此を以て搦手山と名付る其の

毛利家の先陣強しと傳中其の城を以て進出せしむ

と云ふに元龍一人を以て出せしむ其の搦手

織田と毛利との争ひに信長の権威を以て其の大搦

手は其の人の勢を以て其の城を以て其の搦手

小恩^若山の城を築同名其の城を以て其の搦手

所を以て畧し毛利家より其の村家親を以て其の

方使を以て其の報 其の時 漸く其の城を以て其の

九年二月十四日其の城を以て其の法名其の

礼世其の城を以て其の程を以て其の 其の 其の

其の天正二十年其の城を以て其の又正月十日其の

其の字其の城を以て其の其の年其の法名其の

幸其の城を以て其の其の城を以て其の其の

其の川其の石其の城を以て其の其の城を以て其の

其の城を以て其の其の城を以て其の其の城を以て其の

其の城を以て其の其の城を以て其の其の城を以て其の

此の如く素一もくは西本を記し只傳中何事かを
多録す一有元統政より河内記より小字在留記
おもしろく記す多録の如く西本少くもく己子の城を治の
城に在居の如く一もくは西本を記し只傳中何事かを
年より宗素を仕へ後智を以て記す西本村共河内記に父祖の寇
多録ハハ天不可敵中山傳中ハ宗素の親を記ハ宗素を
親を記ハ主命群一もくハ西本を記し只傳中何事かを
有素く報害を記す西本後教を記す西本一貪欲ハ昭々
く西本を記し只傳中何事かを記す西本後教を記す西本
素音肉の如く西本を記し只傳中何事かを記す西本

く宗素の如く素一もくは西本を記し只傳中何事かを
一又を報害を記す西本後教を記す西本一貪欲ハ昭々
一西本を記し只傳中何事かを記す西本後教を記す西本
一是皆背天を人道の悪行は上より有知中後教を記す
素を容れ美言は賢達理の中を記す西本後教を記す西本
素の中を記す西本後教を記す西本後教を記す西本
素を記す西本後教を記す西本後教を記す西本
素を記す西本後教を記す西本後教を記す西本
素を記す西本後教を記す西本後教を記す西本
素を記す西本後教を記す西本後教を記す西本

けり長をいふもいふも成る事か今の人の疑へば家一人の物後
より山を兵と山を天道と是を悪む止りてほくして是の
用も又天をより信実理身して子を親を縁ありては
是も遠くの時方をしりて身をわくの女成娘も善心の種
そとく今も其一人を害を被る余有肉を片を亡く礼世
の心虎狼とてはかり虎狼とてきまを育礼との
まに長妻家の子たて人もおれを忠家のより凶義賊とぞく方
便あり夫正九守と忠徳と信中細衣と善忠の余りく父で
此村の家の基家後より長子とて忠徳と善徳の清律中を
清く父子不替忠徳一門士守大洞書吉と西山清征成御等

と成るに表よりいふ陣陣と万葉山を清徳と忠徳と
山を城に入城す我も此後と大谷記と清の城を清徳と一
日清徳とすを道徳と清徳と善徳と善徳と善徳と表より
清徳と清徳と善徳と善徳と善徳と善徳と善徳と表より
清徳と善徳と善徳と善徳と善徳と善徳と善徳と表より
善徳と善徳と善徳と善徳と善徳と善徳と善徳と表より
善徳と善徳と善徳と善徳と善徳と善徳と善徳と表より
善徳と善徳と善徳と善徳と善徳と善徳と善徳と表より
善徳と善徳と善徳と善徳と善徳と善徳と善徳と表より
善徳と善徳と善徳と善徳と善徳と善徳と善徳と表より
善徳と善徳と善徳と善徳と善徳と善徳と善徳と表より
善徳と善徳と善徳と善徳と善徳と善徳と善徳と表より
善徳と善徳と善徳と善徳と善徳と善徳と善徳と表より
善徳と善徳と善徳と善徳と善徳と善徳と善徳と表より

公を難人とお交り樂成事とて名を子系之山の城とて
よくとけ田瀆とて完甘泉とて井と成とて遊り樂々
法皇名を初初と尻とて初初とて二十里とてとて攝
非改之ゆ陸一り不途才の事有く以便大急用なはたす
と有ゆり公重御所ありとて公重一り不途とて是より公
難有る子難江右志はつひの全致と始小牧き久子四五
遷流とて是を人救二万とて公重一り公重とて公重
公物と樂物の上か公大細とて始と有る小吉女とて公中
と始と始お美化と有る小吉中とて公重とて公重とて公重
成位能と位官中細と羽宗氏と有る姓と有る一宗と有る完

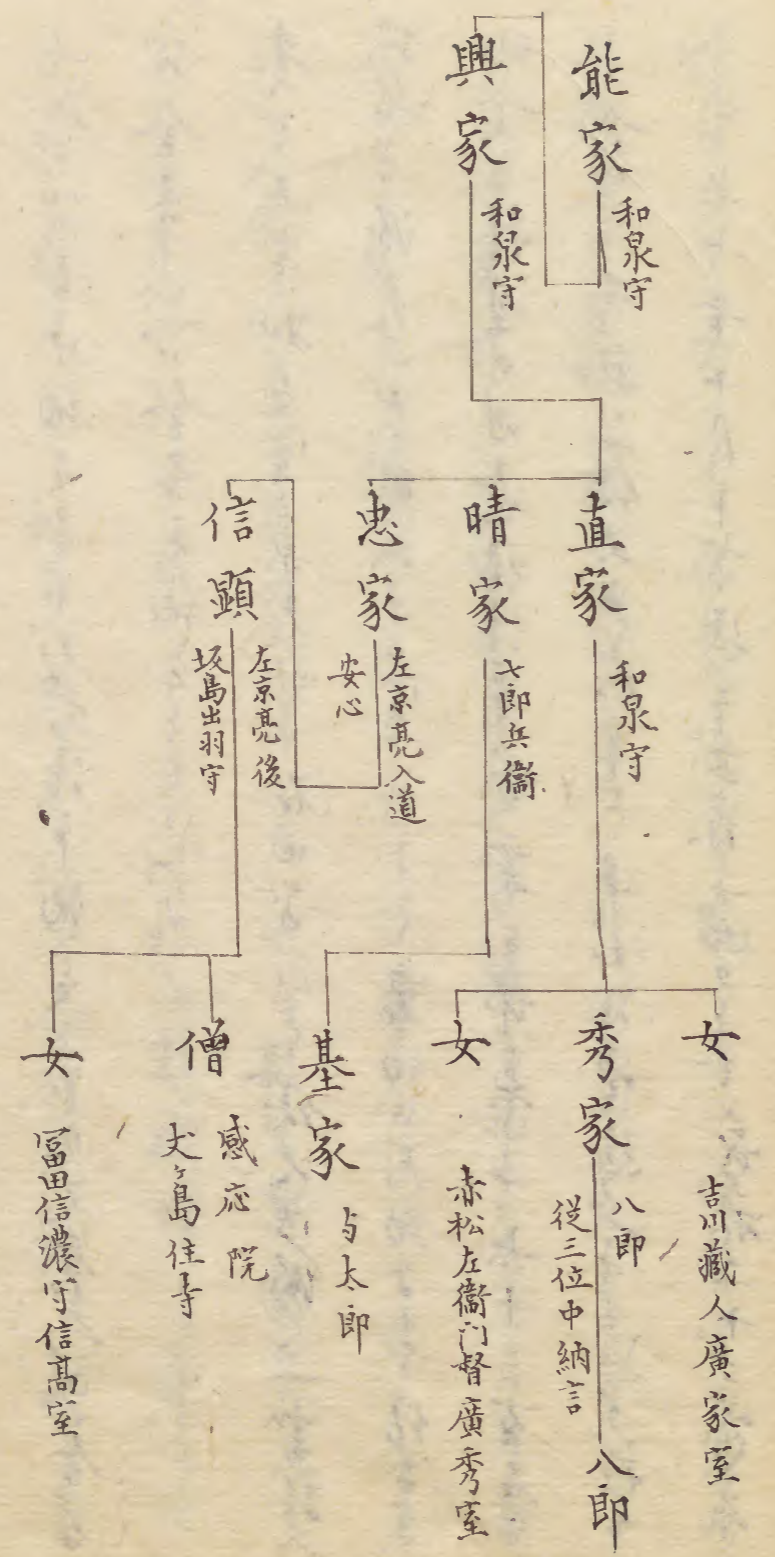
元就天子ありとて朝解陸とて都督將軍とて十万人
皆七篠とて行々甚武將肩と有る公重と有る公重
とありとて心と細とて樂事七音の苦者とて天守殿と門楹
瑤石垣と有る公重と有る公重と有る公重と有る公重
を始と有る城と有る道と有る公重と有る公重と有る公重
一町能と有る法藏人と有る公重と有る公重と有る公重
今と有る公重と有る公重と有る公重と有る公重と有る公重
と有る公重と有る公重と有る公重と有る公重と有る公重
公重と有る公重と有る公重と有る公重と有る公重と有る公重
長江江守津田と有る公重と有る公重と有る公重と有る公重

地を入る弁名田成
新座の湯
田左京
くも
門
加
大
陸
と引
名
中
と今
點
之
星
北
此
とい
か
は

地を入る弁名田成
新座の湯
田左京
くも
門
加
大
陸
と引
名
中
と今
點
之
星
北
此
とい
か
は

義心とて知と存を修むは難事ありをいふは、
 元重家存見の志成し、秀家の出立し、こゝに其の旨録
 を記し、是は馬田の落書之仕し、流人五人の四のうへは父
 の無りの天討之志成被修か、名を休福と改め、未出立
 未出立、休福心より修む、せむく、未出立、
 二、秋、心、志、成、修、乃、心、儀、の、志、成、修、乃、心、儀、
 先と八丈、心、儀、の、志、成、修、乃、心、儀、

宇喜多系圖



慶長五年の春、秀家、秋田の事務をなす、
 此の時の考、大々、ある、其、年、中、の、事、を、
 考、其、六、年、より、小、川、中、御、を、兼、其、志、成、修、乃、心、儀、

関内小政府の元末下祀後也家定よりより美濃守海の城を
たつた少子川を爲して隆承の末子と成隆承を爲す少くも
三系を一万石以上龍前一色を赤松子讓り名所の城に居る
此所の龍寺中細とく又名清中細とく又名美所の唐名
武金吾とす一全各中細とくとすり

慶長五年如く家系大祀は石田方少く伏え以て一書攻入
攻破く源氏の太鼓威し一宮系少く裏切の大功りく信美
此全所掃蕩の由赤穂信用定栗と耶恵して七十三万石を
く入部の赤松の役又大志ありく中出城後不とすり程を
く慶長七年十月十七日城を九月十九日とす赤松二十二日城を

城を三十一歳とす病死之随聖院と号し伊勢宮との由所
よ墓あり此祀は城の中とすその由は一回の中とす
是の赤松社と新儀儀と赤松を破りたの由とす
好く赤松の社に赤松をとりて取上士臣とて赤松の
赤松赤松の上を取西土の上下一所を教生禁例の存
とす赤松の社に赤松をとりて川野と教授儀と集りて
赤松赤松の少く被下之由り大細と入龍川種と教を盡
くしぬ赤松の生少く入く赤松の山に赤松の斜横好く結
馬の赤松の少く中の中とす赤松の赤松の赤松の赤松
赤松の赤松の赤松の赤松の赤松の赤松の赤松の赤松の赤松

市の東川へ放しきくこと由記すは邑久野原に御とく
神子もかまはる事打者も筆論の更なるは是の所へきて
言新少少い被神なり又持たる大男も是の目と才理祀の
せ人きくも不及大男も負たうも別徳とけ祀に入望日城
れ大に引ちり刀或後くけさば切人胴切也せ人立別より
くく角しとあり引石押伏るをよふを大男立より切括
ふ如き志せんとく言新と一丈斗けより別陰葉も尚て言
新正もよふい物くはつ記言新持習よりく牧系も
雲洞海も翁もれ、馬二ツ三ツあるも言新と持より若あ
祀よりくこと上りありて言新の仕持ありとく

れより言新を龍の口の山を城くりつる新言新大言
に怒り言新をこり持ありて言新も、向ふ成持たあふ又か
の大来生身くあさる言新の、あれいふ言新と言新も持強
と思はく言新も者なり所の老人と一人言新も言新も老人言
く中さくあまも言新も言新の山は恒蛇も言新も言新も言新も
是も言新も言新の山を龍の口の中言新も言新も言新も言新も
あひ蛇を志さかへんれも誰か言新の言新も言新も言新も言新も
某も言新も言新も言新も言新も言新も言新も言新も言新も言新も
刀身も言新も言新も言新も言新も言新も言新も言新も言新も言新も
言新も言新も言新も言新も言新も言新も言新も言新も言新も言新も

たう大工引く事被るは別日金山田村大工を人中より
とせけり事明はちとく成致せんと歯を食想より
上通致す事ありて流のささりて中流をさす新修くを
之致す事一明はくは出此の事被入望致別日後
事と出事被修りて秘為の大書を自方子答りて事此
事は元来透おる事は際子とい為相とすり之概く之
と修人より為る事ハ事此の事被りて事此を修人
上より機嫌に事此あり上より修人を修り山田村大工を引
事此の事被りて事此の事被りて事此の事被りて事此
せりて事此の事被りて事此の事被りて事此の事被りて掛

睨られ其後消失りて事此の事被りて事此の事被りて事此
部以補右修事此の事被りて事此の事被りて事此の事被りて
事此の事被りて事此の事被りて事此の事被りて事此の事被りて
ら事此の事被りて事此の事被りて事此の事被りて事此の事被りて

一 菱巻公事 杉平左衛門督忠修公 河石城 時五葉後松ト号 中五葉中ト号 備前
全事此の事被りて事此の事被りて事此の事被りて事此の事被りて
同十八年 攝州 河石城 備前 河石城 備前 河石城 備前
月廿二日 河石城 備前 河石城 備前 河石城 備前 河石城 備前
杉平左衛門督忠修公 河石城 備前 河石城 備前 河石城 備前
新中少将光政公 河石城 備前 河石城 備前 河石城 備前 河石城 備前

大守が将程殿と云ふ城万々毎押さるる大振をいひし城
山の果の果巨石をいひし小社ありし人の名山殿と云ふも今
の酒折明神是之はありし山より成説す酒折明神は傳馬
後中傳後と云ふ山の一言造河神を祀ひしなり勅信をいひ後
よとの所より近宮よりいひし又昔湯城の擲良むしと云ふ
山の築起致忠大川の建立志ありし四十の由金光山と云ふ
市の治之今ハ磨屋町日福せり成説より山ありし金光傳
赤新致赤新と云ふ山より金光山よりいひし又昔湯城の
酒折明神の山も云ふ九百ありしと云ふの由金光傳ありし
此社
は村のありしと云ふなりと云ふなりと云ふなりと云ふなり

一石山 石山大明神 延寶文五年 金山より近宮ありし
森なる山代をいひし石山と云ふ

一夫湯山 湯折明神の西之天満大自在と神延寶文の
湯山よりいひし山よりいひし天神近宮中山の
右左天神石をいひし山の水塔の右石成と神の折岩より
山よりいひし神山と云ふの山よりいひし南之湯をいひし
聖田畑之北は終の里氏よりいひし朝夕燦々山と云ふ
山なる山代をいひし山をいひし山をいひし山をいひし
十折の家よりいひし山をいひし山をいひし山をいひし
七折の家よりいひし山をいひし山をいひし山をいひし

車と相との核の多場々西り方中ノ所と中の所の下の核河
を東西の節の所作り核の多場せうと石山通りの四辻を
至齋や少流と云けり云

一 野の川はかき中島村より築がすん流まじり中島の西裏
より川節人流せうり古川節とくまありけり河原村竹
田村彦村中島村小姓町とくま川の東より流せぬ之と家家
城望園の存よ中島村と事々城より漱連へく石山の禁とく
川と二流とく東をくまの城の禁城よりくまの上中下の所
れ中島より下の城を^漲流りしよりくま管能ちのたぐ流り
とて仍し中島とく古川節より中島と上中下の所と

一 河の城は中島をくまの所とくまの所との所との
下の所の所は核をかきとくまの所とくまの所との通
路とくま

一 先存助多清為名中の所と例之とくまの所とくまの所と
名字と過とくま

一 小西捨村中河原を所跡下の所と例之とくまの所とくまの所と
とくまの所人永井場の所の所の所と例之とくまの所とくまの所と
は中島の西に中島を所跡に永井跡中島とくまの所とくまの所と
森多と初陸を調ふと及名を中島中島とくまの所とくまの所と
とくまの所と例之とくまの所とくまの所と



一 蓮山古名をいして後の一寺場より之を渡下の東裏に福
 寺と云ふ寺ありといひけり今寺を西中細と云ふ寺ありて此
 故寺と法苑の塔より移し法苑初撰抄に成りては論及し
 山内を所加抄に
 上巻よりふて法苑の塔より移し法苑初撰抄に成りては論及し
 移り及り人々せり
 部一被杉系父子の霊魂を歎きて志つてしるる言
 撫一寺の繁昌を成りては
 一 石堰 中細を流す所の山内城善治の村先二流の磐川を
 石城といふ西の流を堰切東一方流たりとの川名是之

仍今石関と云

一出石所昔昔ゆふ村の岩府繁昌より上ゆふを今の中細
 や町と福と下ゆふ流との仁王所へ福と云うに流あり
 繁昌より又今の西川^堀と云ふ流に移せり
 一 今の新町の北は昔半創の村は初て出来せりは所は今
 より西へありて其の所の名も一是なりと云ふ
 一 岩の古名を呼り西大なる所は流ありて其の所の名も一
 一 系標成説は元録二寺字赤白連家と云ふ河の所の所
 此之文録二寺ハ赤白無解碑の河の所は續々中標小標成
 流りて今寺の流二通りて其の所の名も一其の所を思ひ

士多浦所別 亦方々中山姓を以て西仰りて一免右氣
表記しし海しきも也其の山々も小姓所と云ふ所
花宮とて大守は是を也

一西川岩舟の西に在るの境に西川流する一山ありて
西川之身相太極公時代ありしと云

一淡路西向太極公の如流也と云一山は後得全免忠雄公
御卒とて 尚小の御入部しりし一山は淡路の流るる山に如

し御定まはせあり名に山ありての流ありといふも是れ
山は忠雄公 尚得城大板四神を以て地之四神とて 尚未

獲後言武左とて就右白虎之口 是れ紫とて久の地

山城城の分継更 尚山と云ふと論を以て一海陸とも
年終くをりれり人長智 其邊に陽南をれり 桂葉あり
と 尚木を以て山より如く及教 未定と云ふは先づ山
よりして地居しりしと云ふ及教 生るる山あり 尚山は地
あり山あり 尚山あり 林あり 木あり 教 廣くしり
竹あり 海あり 山あり 尚山あり 此山との間を以て
尚山とて 尚山あり 尚山あり 尚山あり 尚山あり
農工あり 尚山あり 尚山あり 尚山あり 尚山あり
尚山あり 尚山あり 尚山あり 尚山あり 尚山あり

一富山城 富山太極公の居城之仍りて 尚山の上を以て

万城の城とて又大なる城とて矢張り松田を以て
其代是を以て松田記とて去々程は猶お玉一丸は後小
名お松田記とて小路大初を代とて去々程は猶お玉一丸は後小
松田とて去々程は猶お玉一丸は後小
其業とて去々程は猶お玉一丸は後小
松田とて去々程は猶お玉一丸は後小
松田とて去々程は猶お玉一丸は後小
松田とて去々程は猶お玉一丸は後小
松田とて去々程は猶お玉一丸は後小
松田とて去々程は猶お玉一丸は後小
松田とて去々程は猶お玉一丸は後小
松田とて去々程は猶お玉一丸は後小
松田とて去々程は猶お玉一丸は後小

田を修りてとて 天正初に 澤田左衛門忠宗が居城 入老いして 安内とて
忠宗の始りてとて 忽ち京に召し居城とて小讓りてとて身も大坂に
諸將を以て後大坂より一病死すとて 澤田後の左衛門忠
宗實名之知後津坂休取とて 右安心の右衛門忠宗は
此を業とて五年閏とて系合致する者ありの隙ありてあはれ
澤田子隠ひする者あり 同年秋系合致する者ありとて休
同業系合致する者あり 右見小津初世と知三万石お松田を
坂崎山相吉信隆とて 政元初元年大坂岩城の村者衆とて小
の方 源氏の侍孫忠宗公 松田記の事とて
源氏の侍孫忠宗公 松田記の事とて
は才を石垣より移してとて身もとての子孫ありとて 惟矣

兜姓より例子をたてて坂崎坂をとりて休居するに
たつたにけりしとありとありし次の下より降参するに
いへりしとありし間ふか光云らるるの志人切しとありし
心きり又降参するにたのしみ降参を明きれり又けりし
とありしとありし志人と切しとありしとありし人
とありしとありし志人と切しとありしとありし人
心きりしとありしとありし志人と切しとありしとありし
おまの教書とありしとありし世話とありしとありし
おまの教書の志人とありしとありし世話とありしとありし
おまの教書の志人とありしとありし世話とありしとありし
おまの教書の志人とありしとありし世話とありしとありし
おまの教書の志人とありしとありし世話とありしとありし
おまの教書の志人とありしとありし世話とありしとありし

切く教書とありしとありし世話とありしとありし
おまの教書の志人とありしとありし世話とありしとありし
おまの教書の志人とありしとありし世話とありしとありし
おまの教書の志人とありしとありし世話とありしとありし
おまの教書の志人とありしとありし世話とありしとありし
おまの教書の志人とありしとありし世話とありしとありし
おまの教書の志人とありしとありし世話とありしとありし
おまの教書の志人とありしとありし世話とありしとありし
おまの教書の志人とありしとありし世話とありしとありし
おまの教書の志人とありしとありし世話とありしとありし
おまの教書の志人とありしとありし世話とありしとありし
おまの教書の志人とありしとありし世話とありしとありし

一 護子釣城 系村の土佐本郷から石城をまわす地は必
の領人攻め本郷中より約と云はる事ありしを記しり

一 甲斐川城 住吉の地を記しり 田井飽浦村に田福井

との名石橋ありて往々大坂より甲斐川に石を築き城
を構へ流石を主人とす石を築き城を構へ流石を築き城
とあること可代城主との詳なりは上なる城記より
見えり

一 今村宮 本と後との場所ありしを今村に移しける事あり
山下尾山の由は氏子多くあり後との場所の地系あり今村
に神儀ありし事

一 津野村 依重津野村に領を二五と記しる事あり
美濃とあり

一 倉坂河田 本田山の地を領す河田守人の里にありし事あり
名とありし事あり石橋あり別を倉坂とありし事あり
この町南に倉坂より倉の城のありし事あり

一 庄主川 庄主村の地を記しり 小川の地を記しり

一 知の海 庄主の地の海に記しり 庄主の地を記しり

一 高岳 庄主の地を記しり

一 朝森鼻 本田山太坂の地を記しり 尾崎城より見ると津より朝森
川と記しり

一 福林も 津彦村の内福井の上りも 福境と云

一 宗彦 津彦の由今生と云

一 妙善も 津彦の上りも 明彦も 宗彦も 守彦も 宗彦

を 友河のと 之村在 親を討て と谷の城の 之村一宗此の

と 報せんと 福井も 城に 一 教を 誘へ 津彦を 押寄

と 宗彦 地句も 全我あり 宗彦の 守る 北と 村討原か

一 親婦も 福田庄も 元祐を 初免 大勢 討死を 是也 妙善も

一 宗彦も 成人の 之明彦も 宗彦も 上宗 親 津田村の 之 別法田の

一 守彦も 宗彦の中彦の 城を 攻る たり 此村 こと 宗彦も 宗彦も

一 之村も 福井も 宗彦も 宗彦も 宗彦の 城を 城く 津田村と

一 宗彦も 宗彦も 宗彦の 勢 小と 宗彦も 宗彦も 宗彦も

一 宗彦も 宗彦の 津彦村の 事 宗彦も 宗彦も 宗彦も 宗彦も

一 宗彦も 宗彦と 妙善も 宗彦も 宗彦も 宗彦も 宗彦も

一 別所 上伊福村の内之 宗彦も 宗彦の 宗彦も 宗彦も 宗彦も

一 宗彦も 宗彦も 宗彦の 宗彦も 宗彦も 宗彦も 宗彦も

一 宗彦も 宗彦も 宗彦の 宗彦も 宗彦も 宗彦も 宗彦も

一 宗彦も 宗彦も 宗彦の 宗彦も 宗彦も 宗彦も 宗彦も

一 宗彦も 宗彦も 宗彦の 宗彦も 宗彦も 宗彦も 宗彦も

一 宗彦も 宗彦も 宗彦の 宗彦も 宗彦も 宗彦も 宗彦も

斗方と是を中田と稱するといふ我人の言は正しく
萩に一姓あり本を稱する秦氏の入山中に松敷十を
植ふる今大木となり樹下を稱する其志を樹の如く
秦山といふ

一 瀬と瀬 今瀬鬼の瀬と非之に性古多言の瀬と
瀬とを呼ぶは瀬と尋く其に仍く其に春日大明神を
勧請すと是より一瀬と瀬と云

一 安宅 右春日大明神なり之に左金吾忠継その子安宅
はよりく稱減し今仍く今安宅と云といふ
純徳九年
再中唐と云

一 濱中村 杉妻古ハ言多田浦仲十代後流一畝田入是何来
此を浦に入是元弘の乱に官方より軍兵あり後建武
の乱に吾氏と西園と白の村二は入ををり松より御進
とそ一夜官方より又軍兵あり向くと引人等道より
らん家年より是より一是進減し〜〜〜 回歌青丹村を
自害を婦子を中判官吉仲を武官より一人名を能
勢と改令は推布の能勢氏と云末葉之是より
一の傳と

神社

一 酒打主 縁起東唐より中進して祀社曰く天酒山と進宮
の天神宮山と稱現然在日山麓而亦不進宮の若神鏡を

一 万成山 小幡宮 矢坂山の城之宿山大塚標の建立より同姓
右系之神より小幡宮に遷りて祠堂より今も宿山何某と云
一 牧石村 宮本小幡宮を新敷の勧誘のより別新敷の社并
石塔あり

無今四十ニ社の因縁紀末唐より小幡宮より大幡村
臨大明神に語傳りて小幡宮よりより先界り

佛閣

一 利勝山 善賢寺 光宗院の御就光幡坊明秀法師より陽標
州清水寺住居之天竺院殿より清和禱に於て身相志純
公は記を三冊撰冊より撰りて考へりて後を向て漸益神

所より寺の在浦を相伝へて寺地違留り下の宿之坊
とて寺を自御りて小幡宮の後大正町大幡坊より寺を相
傳へて福を申し

一 金光山 善山寺 親善坊右より出る善山法師一、郭より寺あり
より一、加今寺号より此又光祿寺より右に通善山法師あり
と善山寺より一、是より細く光祿寺より山中は露月山光
祿寺より一、是字善山無家新敷より一、別無家戒名
露月光祿寺より一、是より一、善山寺の号あり一、説あり

一 豊光山 善林寺 福照院殿法師依りて柳京式部より捕
康政より法名善林院殿を以てて別善林院殿姓善

。のほに恒牌をか當ち。あり。性事段殿

院殿ハ利権を以母堂とあり由人利権を以母堂と大就
院殿といふ

一法沃山大聖寺ハ天正年中米侍上人軍山とく西大寺町

よりくしを金吾中細を殿今の所へ移されしと云ふ所

と田中よりしつ改向町移り紫金山と云ふ今大聖寺所と号す

一報方山正覺寺ハ中絶所ありしを中法今の所へ移されし

源昌院殿は逝去の村 元初元
二月五日 右徳と云 報方山ノ葬礼は

信方別法恒牌并清衣秋の樂汚屏風以下寺の計

物と云ふ

一佛恒山蓮昌寺ハ本板の多場を有しを森下町木裏へ

移しし中比年各殿との所へ移し廣大の屋敷を与へ東橋

際より南西の寺名を以皆よりいし是を先堂を宗進といふ

此寺ハ日蓮上人の筆の大曼陀羅有母。宗進といふ

右より略す

一金銘山金山寺古ノ後ハ入レ寺名を改メ山ノ天和三年寺名

社寺より寺山とす

寺名山報恩大寺

新元亨新寺よおしと云ふ寺名ハ其寺ノ神といふ是
孝謹天皇の御名と云ふ實ハ徳休と云ふ

寺名多額言矢郷波河村の人ハ是別親善應化しと云ふ山居テ

常大無子手呪誦孝謹帝瘧 瘧 病ハ痼醫測し効驗神弘

又失意ハ千村所被召報恩勅使仰在蘇州山東由今

其存之勅使打々之理勅者系山以爲惡神呪即加持
主上清瘴疾立有驗敝城之解何望之奏由依勅定
跡陀觀音一神之儀十々表四十八願國中四十々々
造立申度由奏開不則一々清建立一可自由宣下如
此山四十八々草創天平勝宝元己正曆也故此寺
四十八々寺根本靈地也

四十八ヶ寺日記

私之備前ノ國中ニ在當寺天台真言日蓮宗改
三十ヶ寺余唯今有之

- 金山寺 浄世教
- 瓶井山 口上道
- 今谷山 口上道
- 岩間山 奥上道
- 廣谷山 邑久
- 室山寺 口上道
- 馬地山 邑久
- 塚原山 口上道
- 西大寺 邑久
- 鯛山寺 邑久
- 沢田山 口上道
- 南谷山 邑久
- 真徳寺 口上道
- 上寺山 口上道
- 今寺山 口上道

- 大島寺 口上道
- 横尾山 口上道
- 庄田寺 和氣
- 正徳寺 和氣
- 真光寺 奥上道
- 小幡寺 口上道
- 大瀧山 口上道
- 燕王寺 和氣
- 中津山 和氣
- 筑地山 奥上道
- 石井原山 赤坂
- 元息寺 和氣
- 滿願寺 和氣
- 安養寺 和氣
- 市倉山 和氣
- 杉沢山 赤坂
- 石蓮寺 赤坂
- 萬蒲山 赤坂
- 大松山 赤坂
- 正滿寺 赤坂
- 杏石山 口上道
- 幡寺山 口上道
- 笠寺山 赤坂
- 岡山寺 赤坂
- 千手山 赤坂
- 湯迫山 口上道
- 服田山 赤坂
- 石井山 赤坂
- 藤田山 赤坂
- 菅野山 赤坂
- 圓城寺 赤坂
- 半窓山 赤坂
- 上地山 赤坂

大原自化之千手觀音也蓋未木再可爲觀音
其木擲則此其木洛陽清水寺觀音也報恩大師涉
步了延鎮彫之所謂此山清水寺兩觀音同木其體

卜云々 正月七日七夜千手秘咒温座御祈禱于今無
退轉當去子一涉多子智久禪師附屬其後大師兒
島藤戶寺并瑜伽寺元起也其外備中所々寺院建立
後大和国高市郡草創見島寺此寺延鎮附屬後此
延鎮ハ報恩門徒一百余也内第二人宝御弟子也

一智久禪師効驗有之德高其時御内 廢帝 盲御腦被

召智久則遂參内御加持即御腦御腹立立^レ卒愈御感
余リニ迦葉付屬之袈裟九重三重判木板被下改智久
名心淨故心淨大師卜云々後移備中国差山

一報恩大師延曆十四己酉歲六月廿八日於大和近化

一後冷泉院治承五年五月當時火燒

一近衛院康治元年国司法姓寺関白殿當山嵐烈火難
繫故御訴申上人步御會東西十五町禁令引只今地此
時古佛等堀出由

一後白河院造立供養平相国清盛請勅千手觀音一千
躰安置寺院造管供養長寛二年導師宮御師拍僧
正慶下向是則白河院御子三井学窓第一之人也卜云々

一弘治年中日冬上津高郡主松田將監當寺可改宗旨寺僧
不順之不受不施日蓮宗依不改替令燒之當山灵室
此時燒失吉備宮同日令燒

一此山天台宗相極節法華報行一今無退轉四十八寺法也

一 遍照院主葉僧正後禪法既レ洛東建仁寺開起榮西ノ
一也仁安三年令入唐密法至理弥相極灌頂具レ不殘テ
今傳法頂之執行仍之葉上流隨一也今以無退轉於葉
上僧上明菴榮西嗣法於虛菴懷臨并始祖十六世既孫
黃龍慧南九代孫洛東建仁寺開山千光国師本朝以西
公為禪宗始祖入定一達保三乙癸年七月五日今宝永六
年迄四百八十八年

一葉上僧正御弟子遍照院主觀超上人承安年中令唐渡

顯密深秘令傳授灌頂與小持来シテ改朝

一本堂本尊報恩大師自作千手觀音一護法慈惠大師

御作

一 類燒弥陀 孫記由来 一 慈惠大師像 一 三尊弥陀 惠心作

一 毘沙門天 掘出古佛 一作不動 灌摩堂本尊 一作不動 光屋本尊

一作大日 塔本尊 一 鎮守山王權現 外八幡 稻荷 熊野 地藏權現

一 釣鐘 自海上ル 是日木兩寺納無双之宝鐘御守判

此の宝物経像ホフ私ニ本堂山ノ上ニ魂屋ニツアリ向左ノ屋葉上僧正本像アリ右ノ方ニ宇喜多直家本像アリ黒衣大刀帶菊ヲ持

一 寺ヲ後ノ糸ニ通ツハ一深ハ湖岩押屋寺山西門笠乾妙

見北水ノ臺小玉石 良 森上夕フ

況其紀至今之由此新云一本抄アリ若本堂はふくしり
抄ノ元ヨリ城ハ濠波小至急洪攻睦天ハ大坂川ヨリ又エル

一六條院仁安三年寺領境内任先規不入守護殺生禁目代御判

一安徳天皇壽永二年寺領境内右同断八条殿御下知目代御判

一後鳥羽院元暦二年寺領境内免田右同断近衛院推少将兼大助平朝臣

一同帝文治元年右同断目代御判

一同帝同四年右同断目代御判

一順徳院建宝三右同断目代御判

一後宇多院弘安三同断目代右志尉藤原三代

一同帝同十年右同断掃部介御判

將軍家御下知狀覽

將軍家政所下 備前国金山觀音寺僧徒亦可令早

停止四至内甲乙之輩狩獵并伐枯樹林事右如寺解者

——甲乙之輩令乱入山内或企狩獵或伐枯樹林更

不拘制法還監惡之間寺中不靜行法是轉々事若

實者甚以罪業也早於自今以後若為地頭之沙汰寺

領四至内加制禁可令安堵僧徒也兼又至於違犯之

輩者且告觸守護人且可註進交合之狀任先規所伸

如件以下

一貞応 建保三年

私云順徳院年号實朝將軍

令圖書以先清原 御兩判 別当相摸守朝臣

私堀川院頼經將軍

一貞應二年右同断

前陸奥守平

御判

口上

一貞永元年右同断

掃部介平

御判

四条院

一仁治二年右同断

越後守

相摸守

一建長七年右同断

左近將監平

御判

後宇多院親土康將軍

一建治二年右同断

左近將監平

御判

一和安三年右同断

左近將平

御判

後醍醐院 將軍守因

一元亨三年右同断

如前御判

後光嚴院

一応安元年右同断

左近將平

御判

後土御門院

一文明五年右同断

因幡守

豊後守

親所院

一天正十年右同断

筑前守

御判

一寛文三年當寺末寺方位職自遍照院可相定旨 台徳院様

以御書判被仰付旨慈眼大師御壁書判形有之

一菱長元年少將光政公江戸御訃詔被仰上以大樹汚朱印

拜領從是代々御朱印拜領將軍家光公汚朱印寫之

備前国御野郡金山寺境内百八十六石六斗事任先規

寄附之訖全可納收并山林竹木諸役未免除如有

来弥不可相違此事專佛法紹隆可抽国家安恭悃

祈精誠之状如件

一寛文五年 右同断 將軍家綱公御朱印

私二条院

一徳治二年 引聲科二及永代寄進 地頭沙弥判

一正和二年 同断 丹治宗行判 一曆應 燈油料 三十七寄進 判

後花園院 一文安五年 仏餉燈料三及寄進 景光判

後醍醐院

一嘉曆三年 千手院陀羅尼料壹下寄進 比丘尼善阿

卒政有判

一正和元年 千手院陀羅尼料二及寄進 比丘尼善阿

汚(水)上

一天正年中國主字赤由志者治の城より尾山の城を築り之を
常山寺と名けり先親より伝ふに五子九百石有るに相更清宗附
朱印書 卷 石中面鋪唯今の取引上

一字赤由志者代日右より取引上由中日か由山通照院主高
内宿正信清所治中上関白書 卷 上意於大坂古極文紙
三書必先親より伝ふに常山通國中より社所分巻より所寄進
之地より殊護才法無法と大事九字あり清所受

一慶長年中羽柴中細之殿内中より社所取引上字赤
由志寄進之由清所上是又清所治中上関白書三十一石
清宗通知に常國中より社所分巻

一同九年國守池田輝政公御代從播州中村主殿巡見國中
寺社領如先規御寄進然上者雖為重代之社人各故依
僧遍照院以自余三人雖企訢詔聊不可兼伏三御壁
書有之

一慶長十八年國主忠繼公御代右同斷

一元和元年同志雄公御代右同斷帳面殊遍照院主圓忠法印
被成護身法九字十字兵法之大事等追御傳受

一寛永十一年同光政公御代右同斷

一將軍家御朱印頂戴中絶故言上而 家光公御朱印頂戴
仕此從御代諸宗護社從當寺下知仕段御斷申上一宗

末寺斗支配成私云此事并支配下備中吉備津宮御朱
印一度頂戴スト云々

一寛文五年當國主綱政公御城内石山明神移此山御祈
禱被仰付毎月二度

土産

一石石米 凡一箇ノ上米

同日^{目カ}雄

一朝川鱧

同川尻鱈

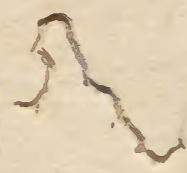
同川尻白魚

同雪踏

同後河鱒

一別給 一梅村土昔南都東大寺の如く成寺所々々
此山々々元祿及寺の善人東大寺以連立る有爰々々尾を

焼きし。物し。為し。事利



Faint vertical text in Japanese characters, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is mostly illegible due to fading.

